

令和8年度 市民税・県民税申告のお知らせ

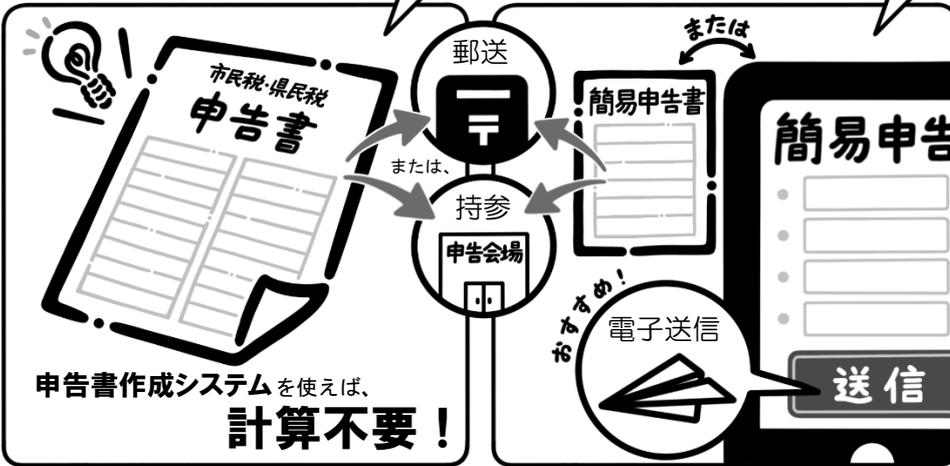
申告書作成システムで簡単
自宅で作成
する方



収入がない または、
非課税収入のみ
の方



申告相談
する方



申告相談

家族のスマホからでも
予約可能!

事前予約で
待ち時間短縮!

予約

詳しくは、**2ページへ**

確定申告 をされる方へ

花巻税務署からのお知らせを
ご覧ください。

確定申告 は、
こちら

【市民税・県民税申告のお問い合わせ】

花巻市役所本庁	財務部 市民税課	☎ 0198(41) 3524
大迫総合支所	市民サービス課 税務会計係	☎ 0198(41) 3125
石鳥谷総合支所	市民サービス課 税務会計係	☎ 0198(41) 3445
東和総合支所	市民サービス課 税務会計係	☎ 0198(41) 6515
文化会館申告会場 (令和8年2月16日～3月16日)		☎ 0198(29) 5261

※文化会館事務室では、申告に関するお問い合わせには対応できません。

花巻税務署 からのお知らせ

〈 所得税などの確定申告は e-Tax をご利用ください 〉

● スマホとマイナンバーカードで e-Tax! ～いつでもどこでも申告できます!～

・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマホ又はパソコンとマイナンバーカードを利用して、自宅から e-Tax で 24 時間申告することができます。

・マイナポータル連携をご利用いただくことで医療費やふるさと納税などの情報を申告書に自動入力することができ、申告書をスムーズに作成できます。

● 令和7年分申告書作成会場の開設

【開設場所】 花巻市文化会館 (花巻市若葉町三丁目 16-22)

【開設期間】 2月16日(月)～3月16日(月)《土・日・祝日を除く》

開設期間前は、税務署で令和6年分以前のみ申告相談を行っています。

【開設時間】 午前9時～午後4時

・申告書作成会場ではスマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書を作成、e-Taxにより送信していただきますので、お持ちの方は必ずご持参ください。また、マイナンバーカードに設定した2種類のパスワード(注)のほか、電子証明書が無効化されていないかを来場前にご確認をお願いします。

電子証明書の有効化確認はこちら▶

▼iPhone



▼Android



申告書作成会場での相談を希望される方は、LINEによる

オンライン事前予約をお願いします。当日の相談受付は、

相談枠に限りがあります。なお、

LINEによるオンライン事前予約

は、LINEアプリで国税庁公式ア

カウントのお友だち追加が必要で

す。 [LINEのお友だち追加はこちら▶](#)



(注) ①利用者証明用電子証明書(数字4桁)

②署名用電子証明書(英数字6～16文字)

パスワードが不明又はロックされた場合、市の窓口又はコンビニ等で初期化が可能です。

重要なお知らせ

収入がない・非課税収入のみの方の申告方法

以下のいずれかの方法で申告をお願いします。

《方法1》花巻市ホームページにある簡易申告書に必要事項を入力し送信

《方法2》折り込みの簡易申告書に記入し、郵送または持参により提出

簡易申告書の入力



○非課税収入の例

障害年金、遺族年金、遺族恩給、公的機関からの生活扶助費（生活保護）、児童手当、児童扶養手当等

※非課税収入がある方でも農業等の他の収入がある方または、扶養控除や障害者控除等の所得控除を申告される方は簡易申告書では申告できません。

郵送または持参による申告書の提出方法

○郵送で提出する場合の郵送先

〒025-8601
花巻市花城町9番30号
花巻市 財務部 市民税課 宛

○持参場所…申告相談会場（別紙申告相談日程表参照）
花巻市役所 本庁（提出専用、相談不可）

○提出書類

- ・市民税・県民税申告書（電話番号を忘れずに）
- ・本人確認ができる書類（郵送の場合は写しを添付。顔写真がついていないものは、2点確認）
- ・申告者の令和7年中の所得（収入および経費）が分かる書類
- ・各種控除を受けるために必要な控除の内容が分かる書類
- ・収支内訳書（営業・農業・不動産の収入がある場合）
- ・医療費控除の明細書（医療費控除を申告する場合）
- ・切手を貼った返信用封筒（申告書の控えや添付した書類の返送を希望される場合）

《申告書作成には…》

申告書作成システムをぜひご利用ください。
スマホまたはパソコンを使って、24時間好きな時間に申告書が作成できます。わずらわしい計算が不要となり便利です。

申告書作成システム



※電子申告には対応していません。
作成した申告書は郵送または持参により提出してください。

申告相談日のウェブ予約方法

申告相談会場に来場される方は、事前に相談日時をウェブ予約できます（全日程で予約可能）。当日は予約の方が優先されますので、待ち時間短縮のため、ぜひご利用ください。

●予約開始日…令和8年1月15日（木）

●予約方法…スマホまたはパソコンからウェブ予約（電話予約は受付しておりません）

◎ご家族の方の代理予約可能！

◎来場日の2日前（土日祝日を除く）まで予約可能！

※当日の混雑状況により予約された方でもお待ちいただく場合があります。
※予約なしで当日来場された方でも申告相談は可能です。

申告相談日の予約



◆令和8年2月5日（木）～2月12日（木）は、
完全ウェブ予約制で実施！

会場は各総合支所で実施となりますが、上記期間中の行政区指定はなく、花巻市全域の方が予約可能です。
申告相談の日程については、折込の別紙をご覧ください。

◆スマホまたはパソコンをお持ちでなく、
代理での予約もできない方に！

下記の期間中、窓口にて予約を受付します。

○日時：令和8年1月19日（月）～1月30日（金）
9：00～12：00、13：00～16：30

○場所：本庁 市民税課
各支所 市民サービス課 税務会計係

※窓口の混雑状況によりお待ちいただく場合があります。

入場整理券について

支所会場では、受付開始時より入場整理券の配布を行います。配布終了後は、当日の対応をできかねる場合がありますので、予めご了承ください。

医療費控除の明細書の提出

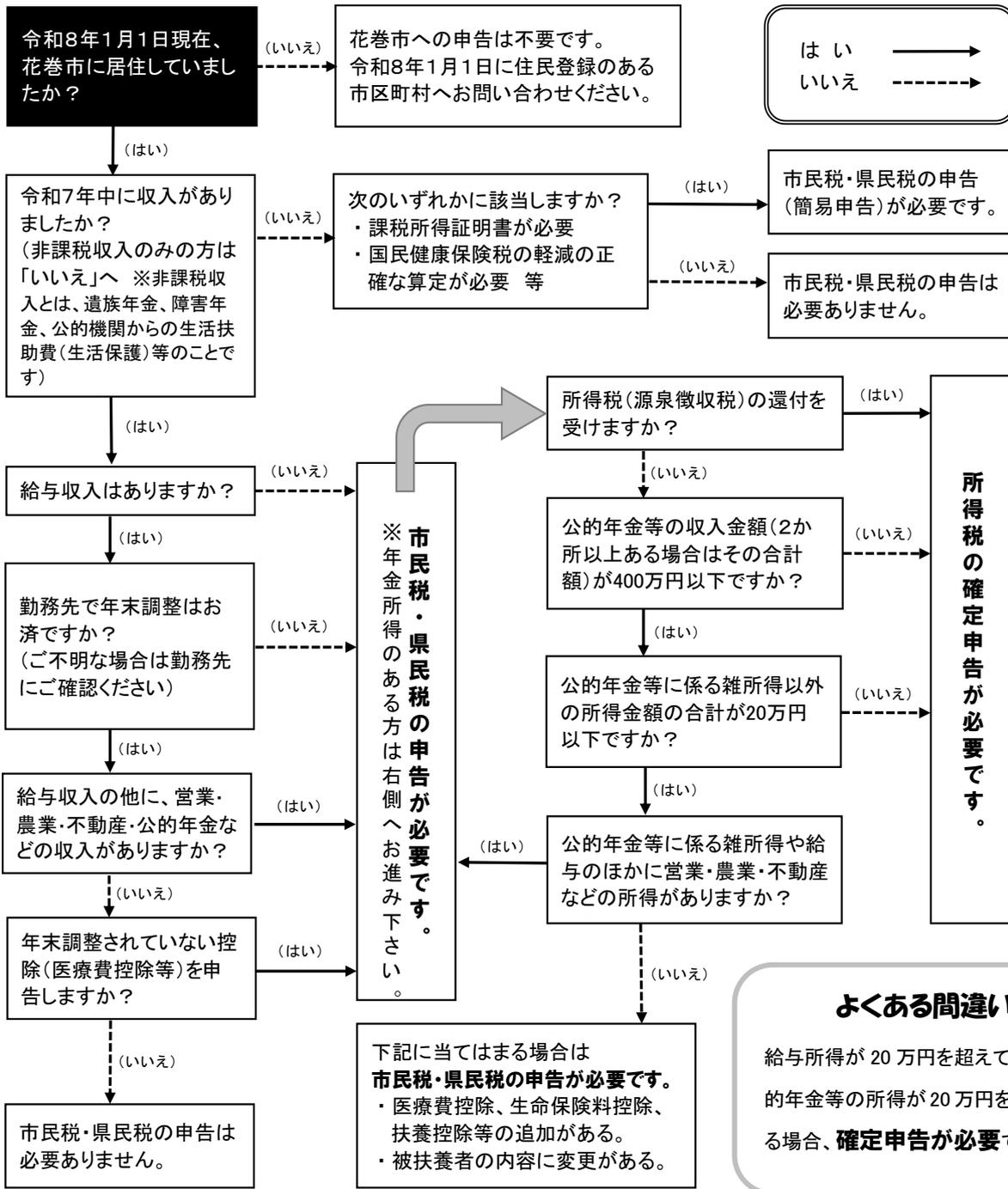
医療費控除を申告される方は、明細書の添付が必須です。明細書の様式は、本庁市民税課及び各総合支所市民サービス課にて配布しています。また、花巻市ホームページから印刷もできます。

花巻市 市県民税 申告



申告の確認用フローチャート

下記フローチャートに沿って、ご自身が市民税・県民税の申告をする必要があるかご確認ください。このフローチャートは、すべての事例を網羅しているわけではありません。ご不明な点がございましたら、市民税課までお問合せください。



申告の際に持参していただくもの

① 申告者の本人確認書類(原本)、扶養親族及び事業専従者のマイナンバーが確認できる書類(写し)

マイナンバーカードをお持ちの方	●マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	●通知カード(住所、氏名等に変更がないもの)
	●マイナンバーが記載された住民票のうちいずれか1つ
	●運転免許証 ●パスポート ●身体障害者手帳
	●在留カードなど のうちいずれか1つ

※本人以外が来場の際は、代理人の方の本人確認書類をご持参ください。

② 申告者の令和7年中の所得(収入及び経費)が分かる書類

③ 各種控除を受けるために必要な控除の内容が分かる書類

②、③の書類の詳細につきましては、申告する所得・控除の欄(5ページから9ページ)をご確認ください。

※申告関係書類(収支内訳書、医療費控除の明細書等)は、本庁市民税課及び各総合支所市民サービス課にて配布しています。また、花巻市ホームページから印刷もできます。

申告の必要な方は？

1. 令和8年1月1日現在、花巻市に住所があった方で、下記のア～カのいずれかに該当する方は、**所得税の確定申告又は、市・県民税の申告が必要です。**(前ページのフローチャートも参考にしてください) **なお、所得税の確定申告をされる場合は、市・県民税の申告は原則不要です。**

ア. 事業(営業や農業)を営んでいた方、不動産所得があった方

- ・上記の収支計算をした結果がマイナスの場合(収入－経費＝赤字)でも、申告は必要です。事業を経営移譲した方や廃止した方は、市民税課または各総合支所市民サービス課へご連絡ください。

イ. 配当所得、雑所得、一時所得、山林所得及び譲渡所得などがあった方

- ・公共事業による譲渡所得が特別控除の該当になる場合でも申告が必要です。

※上記アやイの所得がある方で所得税が課税にならない等、確定申告を省略できる方でも市・県民税の申告が必要となる場合があります。

ウ. 公的年金等収入があった方

- ・収入が公的年金等のみで金額が400万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、所得から差し引かれる控除(扶養控除など)を受けようとする場合には、市・県民税の申告が必要です。申告をしないと、市・県民税が課税になる場合もあります。
- ・市・県民税が課税される可能性があるかどうか、下記の表を参考に判断してください。なお、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

■年間の年金の収入金額から判断する場合 (収入が公的年金等のみの方)

令和7年 12月31日現在	令和7年中の公的年金等 の収入金額の合計額	市・県民税 課税の可能性
65歳未満	980,000円以下	無(申告不要)
	980,001円以上	有
65歳以上	1,480,000円以下	無(申告不要)
	1,480,001円以上	有

エ. 給与所得者(年末調整をされている方)で給与以外の所得があった方

- ・給与以外の所得(退職所得は除く。)が20万円以下の方は、所得税の確定申告を省略できますが、市・県民税の申告は必要です。

オ. 給与所得者のうち、令和7年の中途に退職し、その後就職しなかった方や、2か所以上から給与の支払を受けた方で、すべての給与について合算したうえで年末調整をされなかった方

カ. 令和7年中に収入がなかった方

- ・非課税収入(障害年金、遺族年金、公的機関からの生活扶助費(生活保護)等)のみの方
- ・税法上の扶養(※)になっていて、令和7年中に収入がなかった方のうち下記①、②に該当する方

①所得の証明書が必要な方

②令和8年1月1日時点で花巻市に住所がない方や令和7年中にお亡くなりになった方の税法上の扶養(※)になっている方

・前年中に収入がなかった方は、折り込みの「令和8年度市民税・県民税の簡易申告について」をご確認ください。

※税法上の扶養

⇒ご家族の申告や年末調整等において配偶者または扶養親族とされている方(健康保険の扶養とは異なります)

【ご注意】

申告されない場合、課税所得証明書等の発行ができない場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減、国民年金保険料の免除、健康保険の高額療養費・限度額認定、保育料の正確な算定、特別児童扶養手当・児童扶養手当の認定(同居する家族も含まれます。)等を受けられない場合があります。

2. 次の(1)～(3)に該当する方は、**所得税の確定申告及び市・県民税の申告は必要ありません。**

- (1)勤務先で年末調整がお済みの方で、他に収入がなかった方
- (2)上記「ウ. 公的年金等収入があった方」で市・県民税課税の可能性が「無」の方
- (3)税法上の扶養になっていて令和7年中に収入がなかった方のうち、上記「カ. 令和7年中に収入がなかった方」の①、②に該当しない方

収入金額/所得金額について

収入金額は、令和7年中(令和7年1月1日～令和7年12月31日)の収入が確定した金額です。販売代金の一部が未収でも、商品の引渡しが済んでいれば全額が収入金額となります。必要経費は、売上原価、その他収入を得るために直接要した経費(家事関連費除く)です。例えば、販売商品の原価、土地建物の賃借料、減価償却費、給料、賃金、修繕費、租税公課、その他使用料などが該当します。

種類	概要・必要書類・計算方法〔所得金額〕＝〔収入金額〕－〔必要経費等〕 ※給与所得は、別途求め方があります	申告書記入欄
営業等	製造業、小売業、卸売業、外交員、ホステス、医師、弁護士、サービス業(飲食店、理容、美容、クリーニングなど)の事業から生ずる収入 必要書類 □売上帳簿 □仕入れ帳簿 □経費の領収書など	ア/①
農業	米、果樹、野菜などの栽培、農家が経営する家畜の飼育などの事業から生ずる収入 必要書類 □米穀年間取引明細書(内容:米の販売金額等) □青果お取引明細(内容:野菜・果実の販売金額等) □購買品お取引明細(内容:肥料、農薬等の収入金額) □農業雑収入・雑費確認表(内容:農業補助金・抛出金) □肉用牛売却証明書(内容:免税牛の適用を受ける場合の必須書類) □土地改良区賦課金領収書(内容:土地改良区の経常・特別賦課金) □令和7年度花巻市固定資産税課税明細書(内容:農地・農業用施設に係る固定資産税) ※令和7年4月に送付しています □取引通帳(令和7年中の取引内容が記帳されたもの)など	イ/②
不動産	家賃、地代、小作料、駐車場料金などによる収入 必要書類 □賃貸契約書や入金額の分かる通帳等 □不動産の取得年月日や取得価格の分かる書類 □借入金がある場合は、金融機関からの借入金利率の分かるもの □固定資産税の課税明細書 □修繕費の領収書など	ウ/③

【収支内訳書】

営業・農業・不動産所得を申告される方は、収支内訳書を作成し、所得金額を算出してください。

※収支内訳書は、本庁市民税課または各総合支所市民サービス課にて配布しています。また、花巻市ホームページから印刷もできます。

【事業専従者控除】事業所得については、次の金額も収入金額から控除できます。

生計を一にしている配偶者や15歳以上のその他の親族で、あなたの事業に従事した期間が1年を通じて6ヶ月を超える場合は、事業専従者として次の①または②のうち、いずれか少ない方の金額が控除されます。

- ① 配偶者は86万円、配偶者以外の親族は50万円
- ② (事業所得＋不動産所得＋山林所得)÷(事業専従者の数＋1)

※この場合には、配偶者・配偶者特別控除、または扶養控除・特定親族特別控除を重複して受けることはできません。

※控除額は、各事業専従者の給与収入金額となります。

配当	株式、出資配当金など 収入金額－負債の利子＝所得金額 必要書類 □配当の支払い通知書等	オ/⑤																					
給与	給料、賃金、賞与など 必要書類 □令和7年分給与所得の源泉徴収票、勤務先からの支払証明書等 (給与所得金額の求め方) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>給与収入金額(カ)</th> <th colspan="2">給与所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～650,999円</td> <td colspan="2">0円</td> </tr> <tr> <td>651,000～1,900,000円</td> <td colspan="2">(カ)－650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,001～3,599,999円</td> <td>(カ)を「4」で割って千円未満を切り捨てる(算出金額A)</td> <td>A×2.8－80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000～6,599,999円</td> <td></td> <td>A×3.2－440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000～8,499,999円</td> <td colspan="2">(カ)×0.9－1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円～</td> <td colspan="2">(カ)－1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table>	給与収入金額(カ)	給与所得金額		0～650,999円	0円		651,000～1,900,000円	(カ)－650,000円		1,900,001～3,599,999円	(カ)を「4」で割って千円未満を切り捨てる(算出金額A)	A×2.8－80,000円	3,600,000～6,599,999円		A×3.2－440,000円	6,600,000～8,499,999円	(カ)×0.9－1,100,000円		8,500,000円～	(カ)－1,950,000円		カ/⑥
給与収入金額(カ)	給与所得金額																						
0～650,999円	0円																						
651,000～1,900,000円	(カ)－650,000円																						
1,900,001～3,599,999円	(カ)を「4」で割って千円未満を切り捨てる(算出金額A)	A×2.8－80,000円																					
3,600,000～6,599,999円		A×3.2－440,000円																					
6,600,000～8,499,999円	(カ)×0.9－1,100,000円																						
8,500,000円～	(カ)－1,950,000円																						
<p>≪所得金額調整控除≫</p> <p>(1) 令和7年中の給与の収入金額が850万円を超える者で、以下のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特別障害者 ② 23歳未満の扶養親族を有する者 ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する者 <p>控除額: (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合には、1,000万円)－850万円)×10%</p> <p>(2) 令和7年中の給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える者</p> <p>控除額: 給与所得(10万円を限度)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)－10万円</p> <p>※(1)(2)両方の所得金額調整控除の適用がある場合は(1)(2)の順に控除します。控除後の金額を申告書⑥に記載してください。計算例は11ページに記載しています。</p>																							

種類	概要・必要書類・計算方法〔所得金額〕＝〔収入金額〕－〔必要経費等〕 ※公的年金等所得は、別途求め方があります	申告書記入欄																																																																	
雑	国民年金、厚生年金などの収入 必要書類 <input type="checkbox"/> 令和7年分公的年金等の源泉徴収票 (公的年金等所得金額の求め方)	キ/⑦																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">受給者の年齢</th> <th rowspan="3">令和7年中の公的年金等の収入金額の合計金額(キ)</th> <th colspan="3">公的年金等の所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">65歳以上の方(昭和36年1月1日以前の生まれ)</td> <td>330万円以下</td> <td>(キ)－110万円</td> <td>(キ)－100万円</td> <td>(キ)－90万円</td> </tr> <tr> <td>330万円超～410万円以下</td> <td>(キ)×0.75－27.5万円</td> <td>(キ)×0.75－17.5万円</td> <td>(キ)×0.75－7.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円超～770万円以下</td> <td>(キ)×0.85－68.5万円</td> <td>(キ)×0.85－58.5万円</td> <td>(キ)×0.85－48.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円超～1,000万円以下</td> <td>(キ)×0.95－145.5万円</td> <td>(キ)×0.95－135.5万円</td> <td>(キ)×0.95－125.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">65歳未満の方(昭和36年1月2日以後の生まれ)</td> <td>1,000万円超</td> <td>(キ)－195.5万円</td> <td>(キ)－185.5万円</td> <td>(キ)－175.5万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以下</td> <td>(キ)－60万円</td> <td>(キ)－50万円</td> <td>(キ)－40万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超～410万円以下</td> <td>(キ)×0.75－27.5万円</td> <td>(キ)×0.75－17.5万円</td> <td>(キ)×0.75－7.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円超～770万円以下</td> <td>(キ)×0.85－68.5万円</td> <td>(キ)×0.85－58.5万円</td> <td>(キ)×0.85－48.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務</td> <td>原稿料、講演料などの収入または食料品の配達などの副収入(営利を目的とした) 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払調書(報酬等)、配分金支払証明書(シルバー人材センター等)</td> <td>ク/⑧</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>生命保険契約に基づく個人年金、互助年金など他の所得にあてはまらない収入 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払いを受けた金額と必要経費の分かる書類(個人年金等)</td> <td>ケ/⑨</td> </tr> <tr> <td>総合課税の譲渡所得</td> <td>車輜、機械、著作権などの土地や建物以外の資産の譲渡による収入をいい、次の2つに分けられます。 ●短期(コ)・・・取得の日の5年以内に譲渡されたもの ●長期(サ)・・・左記以外のもの 特別控除は、短期・長期あわせて50万円です。ただし、差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 収入金額と必要経費の分かる書類</td> <td>コ・サ/ ⑩</td> </tr> <tr> <td>一時所得</td> <td>生命保険契約に基づく一時金など 特別控除は、50万円です。ただし、差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払いを受けた金額と必要経費の分かる書類</td> <td>シ/⑪</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>【総合課税の譲渡所得・一時所得の計算方法(所得金額⑩)】コ～シをそれぞれ算出後、所得金額⑩を求めます。 〔所得金額(コ～シ)〕＝〔収入金額〕－〔必要経費〕－〔特別控除〕 〔所得金額⑩〕＝コ＋[(サ＋シ)×0.5]</p> </td> </tr> <tr> <td>山林所得</td> <td>山林の伐採や譲渡による収入 特別控除は、50万円です。ただし、差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 収入金額と必要経費(取得費や譲渡費用)の分かる書類</td> <td rowspan="2">/</td> </tr> <tr> <td>分離課税の譲渡所得</td> <td>土地、建物等を売却した場合に生ずる収入(国・県・市へ売却した場合も申告が必要です) 必要書類 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 取得費用や譲渡費用が分かる書類 <input type="checkbox"/> 公共用事業用資産の買取・申出証明書 <input type="checkbox"/> 経費の領収書など</td> </tr> </tbody> </table>		受給者の年齢	令和7年中の公的年金等の収入金額の合計金額(キ)	公的年金等の所得金額			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳以上の方(昭和36年1月1日以前の生まれ)	330万円以下	(キ)－110万円	(キ)－100万円	(キ)－90万円	330万円超～410万円以下	(キ)×0.75－27.5万円	(キ)×0.75－17.5万円	(キ)×0.75－7.5万円	410万円超～770万円以下	(キ)×0.85－68.5万円	(キ)×0.85－58.5万円	(キ)×0.85－48.5万円	770万円超～1,000万円以下	(キ)×0.95－145.5万円	(キ)×0.95－135.5万円	(キ)×0.95－125.5万円	65歳未満の方(昭和36年1月2日以後の生まれ)	1,000万円超	(キ)－195.5万円	(キ)－185.5万円	(キ)－175.5万円	130万円以下	(キ)－60万円	(キ)－50万円	(キ)－40万円	130万円超～410万円以下	(キ)×0.75－27.5万円	(キ)×0.75－17.5万円	(キ)×0.75－7.5万円	410万円超～770万円以下	(キ)×0.85－68.5万円	(キ)×0.85－58.5万円	(キ)×0.85－48.5万円	業務	原稿料、講演料などの収入または食料品の配達などの副収入(営利を目的とした) 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払調書(報酬等)、配分金支払証明書(シルバー人材センター等)	ク/⑧	その他	生命保険契約に基づく個人年金、互助年金など他の所得にあてはまらない収入 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払いを受けた金額と必要経費の分かる書類(個人年金等)	ケ/⑨	総合課税の譲渡所得	車輜、機械、著作権などの土地や建物以外の資産の譲渡による収入をいい、次の2つに分けられます。 ●短期(コ)・・・取得の日の5年以内に譲渡されたもの ●長期(サ)・・・左記以外のもの 特別控除は、短期・長期あわせて50万円です。ただし、差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 収入金額と必要経費の分かる書類	コ・サ/ ⑩	一時所得	生命保険契約に基づく一時金など 特別控除は、50万円です。ただし、差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払いを受けた金額と必要経費の分かる書類	シ/⑪	<p>【総合課税の譲渡所得・一時所得の計算方法(所得金額⑩)】コ～シをそれぞれ算出後、所得金額⑩を求めます。 〔所得金額(コ～シ)〕＝〔収入金額〕－〔必要経費〕－〔特別控除〕 〔所得金額⑩〕＝コ＋[(サ＋シ)×0.5]</p>			山林所得	山林の伐採や譲渡による収入 特別控除は、50万円です。ただし、差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 収入金額と必要経費(取得費や譲渡費用)の分かる書類	/	分離課税の譲渡所得	土地、建物等を売却した場合に生ずる収入(国・県・市へ売却した場合も申告が必要です) 必要書類 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 取得費用や譲渡費用が分かる書類 <input type="checkbox"/> 公共用事業用資産の買取・申出証明書 <input type="checkbox"/> 経費の領収書など
	受給者の年齢				令和7年中の公的年金等の収入金額の合計金額(キ)	公的年金等の所得金額																																																													
						公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																													
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下		2,000万円超																																																													
	65歳以上の方(昭和36年1月1日以前の生まれ)		330万円以下	(キ)－110万円	(キ)－100万円	(キ)－90万円																																																													
			330万円超～410万円以下	(キ)×0.75－27.5万円	(キ)×0.75－17.5万円	(キ)×0.75－7.5万円																																																													
			410万円超～770万円以下	(キ)×0.85－68.5万円	(キ)×0.85－58.5万円	(キ)×0.85－48.5万円																																																													
			770万円超～1,000万円以下	(キ)×0.95－145.5万円	(キ)×0.95－135.5万円	(キ)×0.95－125.5万円																																																													
	65歳未満の方(昭和36年1月2日以後の生まれ)		1,000万円超	(キ)－195.5万円	(キ)－185.5万円	(キ)－175.5万円																																																													
130万円以下		(キ)－60万円	(キ)－50万円	(キ)－40万円																																																															
130万円超～410万円以下		(キ)×0.75－27.5万円	(キ)×0.75－17.5万円	(キ)×0.75－7.5万円																																																															
410万円超～770万円以下		(キ)×0.85－68.5万円	(キ)×0.85－58.5万円	(キ)×0.85－48.5万円																																																															
業務	原稿料、講演料などの収入または食料品の配達などの副収入(営利を目的とした) 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払調書(報酬等)、配分金支払証明書(シルバー人材センター等)	ク/⑧																																																																	
	その他	生命保険契約に基づく個人年金、互助年金など他の所得にあてはまらない収入 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払いを受けた金額と必要経費の分かる書類(個人年金等)	ケ/⑨																																																																
総合課税の譲渡所得	車輜、機械、著作権などの土地や建物以外の資産の譲渡による収入をいい、次の2つに分けられます。 ●短期(コ)・・・取得の日の5年以内に譲渡されたもの ●長期(サ)・・・左記以外のもの 特別控除は、短期・長期あわせて50万円です。ただし、差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 収入金額と必要経費の分かる書類	コ・サ/ ⑩																																																																	
一時所得	生命保険契約に基づく一時金など 特別控除は、50万円です。ただし、差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 支払いを受けた金額と必要経費の分かる書類	シ/⑪																																																																	
<p>【総合課税の譲渡所得・一時所得の計算方法(所得金額⑩)】コ～シをそれぞれ算出後、所得金額⑩を求めます。 〔所得金額(コ～シ)〕＝〔収入金額〕－〔必要経費〕－〔特別控除〕 〔所得金額⑩〕＝コ＋[(サ＋シ)×0.5]</p>																																																																			
山林所得	山林の伐採や譲渡による収入 特別控除は、50万円です。ただし、差し引き金額が50万円より少ない場合は、差し引き金額に相当する額になります。 必要書類 <input type="checkbox"/> 収入金額と必要経費(取得費や譲渡費用)の分かる書類	/																																																																	
分離課税の譲渡所得	土地、建物等を売却した場合に生ずる収入(国・県・市へ売却した場合も申告が必要です) 必要書類 <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 取得費用や譲渡費用が分かる書類 <input type="checkbox"/> 公共用事業用資産の買取・申出証明書 <input type="checkbox"/> 経費の領収書など																																																																		

※山林所得、分離課税の譲渡所得に係る所得等は、所得を算出するのに諸条件があり、別途「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」の提出が必要になります。分離課税用申告書は、本庁市民税課及び各総合支所市民サービス課で配布しています。また、花巻市ホームページから印刷もできます。

所得控除について

種類	控除の条件・計算方法	申告書記入欄
雑損控除	令和7年中にあなたや、令和7年中の総所得金額等の合計額が58万円以下の生計を一にする配偶者、その他の親族の家屋、家財、現金などに災害、盗難、横領により損害があった場合は、次のアとイのいずれか多い方の金額が控除になります。 ア(損害金額＋災害関連支出の金額－保険などの補てん額)－総所得金額等の10% イ(災害関連支出の金額－保険などの補てん額)－5万円 <input type="checkbox"/> 被害を受けた資産の取得時期、取得価格の分かるもの(売買または請負契約書など) 必要書類 <input type="checkbox"/> 被害を受けた資産の取壊しや除去費用、修繕費用が分かるもの(領収書) <input type="checkbox"/> 被害を受けた資産に対して受け取る保険金などがある場合、その金額が分かるもの <input type="checkbox"/> 災証明書など	⑰ 2か所 あります

種類	控除の条件・計算方法	申告書記入欄																								
<p>医療費控除</p> <p>明細書は本庁市民税課及び各総合支所市民サービス課で配布しています。また、花巻市ホームページから印刷もできます。</p>	<p>医療費控除を受ける場合は、医療費控除とセルフメディケーション税制のいずれか一方を選択します。</p> <p>●医療費控除 令和7年中にあなたや、生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合は、次の算式による額が控除になります。(限度額:200万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; text-align: center;">支払った医療費 (円)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">-</td> <td style="width:25%; text-align: center;">補てんされる 金額 (円)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">-</td> <td style="width:20%; text-align: center;">総所得金額等 の5% または 10万円の いずれか 少ない金額</td> <td style="width:10%; text-align: center;">=</td> <td style="width:10%; text-align: center;">控除額 円</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書(人ごと病院ごとに集計し、ご自身で明細書を必ず作成してください。)</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/> 領収書(添付は不要ですが、ご自宅で5年間保管する必要があります。) <input type="checkbox"/> 医療費通知書(医療費のお知らせ) <input type="checkbox"/> 各種証明書(おむつ使用証明書など)</p> <p>●セルフメディケーション税制 令和7年中に、健康の維持増進や疾病の予防として「一定の取り組み(定期健康診断、予防接種など)」を行った人で、あなたや、生計を一にする配偶者やその他の親族が「特定一般用医薬品等購入費(スイッチOTC医薬品)」を購入した場合は、次の算式による額が控除になります。(限度額:8万8千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%; text-align: center;">支払った特定一般 用医薬品等購入費 (円)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">-</td> <td style="width:25%; text-align: center;">補てんされる 金額 (円)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">-</td> <td style="width:20%; text-align: center;">1万2千円</td> <td style="width:10%; text-align: center;">=</td> <td style="width:10%; text-align: center;">控除額 円</td> </tr> </table> <p>※セルフメディケーション税制を適用される場合は、医療費控除欄の区分に「1」を記入してください。</p> <p><input type="checkbox"/> セルフメディケーション税制の明細書</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/> 領収書(添付は不要ですが、ご自宅で5年間保管する必要があります。) ※一定の取り組みに関する事項について記載する場合、その添付等は不要です。</p>	支払った医療費 (円)	-	補てんされる 金額 (円)	-	総所得金額等 の5% または 10万円の いずれか 少ない金額	=	控除額 円	支払った特定一般 用医薬品等購入費 (円)	-	補てんされる 金額 (円)	-	1万2千円	=	控除額 円	<p>⑳ 2か所 あります</p>										
支払った医療費 (円)	-	補てんされる 金額 (円)	-	総所得金額等 の5% または 10万円の いずれか 少ない金額	=	控除額 円																				
支払った特定一般 用医薬品等購入費 (円)	-	補てんされる 金額 (円)	-	1万2千円	=	控除額 円																				
<p>社会保険料控除</p>	<p>令和7年中にあなたや、生計を一にする配偶者やその他の親族の社会保険料を支払った場合は、その金額が控除になります。</p> <p>※生計を一にする親族の公的年金等から天引きされている社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/> 支払金額が分かる領収書 <input type="checkbox"/> 支払金額が記載された納付確認書 <input type="checkbox"/> 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 など</p>	<p>㉑ 2か所 あります</p>																								
<p>小規模企業共済等掛金控除</p>	<p>令和7年中に支払った、小規模企業共済法に規定する共済契約掛金(旧第二種共済契約を除く)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の支払金額の合計額</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/> 支払った掛金額の証明書</p>	<p>㉒</p>																								
<p>生命保険料控除</p> <p>※介護医療保険料は新制度のみです。</p>	<p>令和7年中にあなたや、配偶者やその他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料などを支払った場合、いずれも次の算式による額が控除になります。一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料それぞれの控除額の合計が生命保険料控除額となります(限度額:70,000円)。</p> <p>「新制度」平成24年1月1日以後に締結した保険契約 / 「旧制度」平成23年12月31日以前に締結した保険契約</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">新制度用</th> <th colspan="2">旧制度用</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~12,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> <td>1~15,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001~32,000円</td> <td>支払保険料×0.5+6,000円</td> <td>15,001~40,000円</td> <td>支払保険料×0.5+7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001~56,000円</td> <td>支払保険料×0.25+14,000円</td> <td>40,001~70,000円</td> <td>支払保険料×0.25+17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除額の計算において算出した金額は、それぞれ小数点以下を切り上げます。</p> <p>※一般の生命保険料と個人年金保険料において、新制度と旧制度両方の契約がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧制度分控除額が28,000円を超える→旧制度の控除額のみ適用(限度額:35,000円) ・旧制度分控除額が28,000円を超えない→新制度・旧制度両方の控除額を合計(限度額28,000円) <p>必要書類 <input type="checkbox"/> 保険会社等が発行した申告用控除証明書</p>	新制度用		旧制度用		支払保険料	控除額	支払保険料	控除額	1~12,000円	支払保険料の全額	1~15,000円	支払保険料の全額	12,001~32,000円	支払保険料×0.5+6,000円	15,001~40,000円	支払保険料×0.5+7,500円	32,001~56,000円	支払保険料×0.25+14,000円	40,001~70,000円	支払保険料×0.25+17,500円	56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円	<p>㉓ 2か所 あります</p>
新制度用		旧制度用																								
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額																							
1~12,000円	支払保険料の全額	1~15,000円	支払保険料の全額																							
12,001~32,000円	支払保険料×0.5+6,000円	15,001~40,000円	支払保険料×0.5+7,500円																							
32,001~56,000円	支払保険料×0.25+14,000円	40,001~70,000円	支払保険料×0.25+17,500円																							
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円																							
<p>地震保険料控除</p>	<p>令和7年中にあなたが支払った一定の損害保険契約等の保険料があるときは、次の算式による額が控除になります。</p> <p>A 地震:家屋・家財の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金 B 旧長期:平成18年12月31日までに契約し、保険期間が10年以上で満期返戻金のあるものの損害保険料</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">地震</td> <td>50,000円以下の場合</td> <td>支払保険料×0.5</td> </tr> <tr> <td>50,000円を超える場合</td> <td>25,000円(限度額)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">旧長期</td> <td>5,000円以下の場合</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超え15,000円以下の場合</td> <td>支払保険料×0.5+2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">AとBがある場合</td> <td>A及びBの結果の合計が25,000円以下の場合</td> <td>AとBの合計額</td> </tr> <tr> <td>A及びBの結果の合計が25,000円を超える場合</td> <td>25,000円(限度額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除額の計算において算出した金額は、それぞれ小数点以下を切り上げます。</p> <p>※一つの保険契約が地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当するときは、どちらか一方の区分を選んで控除額を計算します。</p> <p>必要書類 <input type="checkbox"/> 保険会社等が発行した申告用控除証明書</p>		区分	支払保険料	控除額	A	地震	50,000円以下の場合	支払保険料×0.5	50,000円を超える場合	25,000円(限度額)	B	旧長期	5,000円以下の場合	支払保険料の全額	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払保険料×0.5+2,500円	C	AとBがある場合	A及びBの結果の合計が25,000円以下の場合	AとBの合計額	A及びBの結果の合計が25,000円を超える場合	25,000円(限度額)	<p>㉔ 2か所 あります</p>		
	区分	支払保険料	控除額																							
A	地震	50,000円以下の場合	支払保険料×0.5																							
		50,000円を超える場合	25,000円(限度額)																							
B	旧長期	5,000円以下の場合	支払保険料の全額																							
		5,000円を超え15,000円以下の場合	支払保険料×0.5+2,500円																							
C	AとBがある場合	A及びBの結果の合計が25,000円以下の場合	AとBの合計額																							
		A及びBの結果の合計が25,000円を超える場合	25,000円(限度額)																							

種類	控除の条件・計算方法				申告書記入欄																																																																			
寡婦・ひとり親控除 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある方は適用対象外となります。	令和7年12月31日現在、次の表のア～ウのいずれかに該当する場合、所定の金額が控除されます。 <table border="1" data-bbox="295 235 1358 499"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 235 343 302">寡婦</th> <th data-bbox="343 235 399 302">ア</th> <td data-bbox="399 235 1252 302">夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有する、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方</td> <td data-bbox="1252 235 1358 302" rowspan="2">控除額 26万円</td> </tr> <tr> <th data-bbox="295 302 343 369">イ</th> <td data-bbox="399 302 1252 369">夫と死別した後婚姻していない方や夫の生死が不明な方で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方</td> </tr> <tr> <th data-bbox="295 369 343 499">ひとり親</th> <th data-bbox="343 369 399 499">ウ</th> <td data-bbox="399 369 1252 499">婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(令和7年中の総所得金額等が58万円以下で他の者の同一生計配偶者または扶養親族ではない)を有する単身の方で令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方</td> <td data-bbox="1252 369 1358 499">控除額 30万円</td> </tr> </thead> </table>				寡婦	ア	夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有する、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方	控除額 26万円	イ	夫と死別した後婚姻していない方や夫の生死が不明な方で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方	ひとり親	ウ	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(令和7年中の総所得金額等が58万円以下で他の者の同一生計配偶者または扶養親族ではない)を有する単身の方で令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方	控除額 30万円	⑰・⑱ 2か所 あります																																																									
寡婦	ア	夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有する、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方	控除額 26万円																																																																					
イ	夫と死別した後婚姻していない方や夫の生死が不明な方で、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方																																																																							
ひとり親	ウ	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(令和7年中の総所得金額等が58万円以下で他の者の同一生計配偶者または扶養親族ではない)を有する単身の方で令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方	控除額 30万円																																																																					
勤労学生控除	令和7年12月31日現在、あなたが学生で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下であり、かつ、その所得金額のうち給与所得等以外の自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合には控除が受けられます。 必要書類 □在学証明書や学生証など			控除額 26万円	⑲ 2か所 あります																																																																			
障害者控除	令和7年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその死亡日)、あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障がい者または特別障がい者である場合は、障害者控除が受けられます。 <table border="1" data-bbox="295 694 1358 1059"> <thead> <tr> <th data-bbox="295 694 399 728">区分</th> <th data-bbox="399 694 1252 728">該当者</th> <th data-bbox="1252 694 1358 728">控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 728 399 835">普通障害者</td> <td data-bbox="399 728 1252 835">身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合 介護保険の要介護認定を受け、かつ障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合</td> <td data-bbox="1252 728 1358 835">26万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 835 399 969">特別障害者</td> <td data-bbox="399 835 1252 969">上記障害者のうち、 ・身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合 ・特別障害者として障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合</td> <td data-bbox="1252 835 1358 969">30万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 969 399 1059">同居特別障害</td> <td data-bbox="399 969 1252 1059">特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合</td> <td data-bbox="1252 969 1358 1059">53万円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="240 1070 1410 1126">●障害者控除対象者認定書の交付について(長寿福祉課からのお知らせ) 身体障害者手帳を持っていない方で、次の両方に該当する方は、障害者控除対象者の認定が受けられます。</p> <p data-bbox="240 1126 1410 1149">① 令和7年12月31日現在で、要介護1以上の認定を受けている65歳以上の方</p> <p data-bbox="240 1149 1410 1171">② 要介護認定の主治医意見書において、一定以上の障がいがあると認められる方</p> <p data-bbox="240 1171 1410 1193">認定を受けるためには、別途申請が必要です。</p> <p data-bbox="240 1193 1410 1216">申請後、審査により認定となった方には、「障害者控除対象者認定書」を交付します。</p> <p data-bbox="240 1216 1410 1238">詳しくは、本庁長寿福祉課または各総合支所市民サービス課にお問い合わせください。</p> <p data-bbox="240 1238 1410 1305">※申請の際は、介護保険被保険者証をお持ちください。認定書の発行には審査のため数日掛かりますので、お早めに申請してください。</p> <p data-bbox="240 1305 1410 1352">必要書類 □障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等の障害の程度が分かるもの</p>				区分	該当者	控除額	普通障害者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合 介護保険の要介護認定を受け、かつ障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	26万円	特別障害者	上記障害者のうち、 ・身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合 ・特別障害者として障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	30万円	同居特別障害	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合	53万円	⑳ 2か所 あります																																																							
区分	該当者	控除額																																																																						
普通障害者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合 介護保険の要介護認定を受け、かつ障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	26万円																																																																						
特別障害者	上記障害者のうち、 ・身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合 ・特別障害者として障害者控除対象者認定書の交付を受けている場合	30万円																																																																						
同居特別障害	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族との同居を常としている場合	53万円																																																																						
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 ※次のいずれかに該当する方は、配偶者控除・配偶者特別控除の対象にはなりません。 ・他の人の扶養親族になっている方、またはその人の事業専従者となっている方 ・特定親族特別控除の対象で、他の人がその控除を受けている方 また、配偶者控除と配偶者特別控除を重複して受けること及び夫婦間でお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。	令和7年12月31日現在(年の途中で死亡された場合はその死亡日)、生計を一にする配偶者を有する場合、令和7年中の納税義務者および配偶者の所得により、下記の表のとおり配偶者控除または配偶者特別控除が受けられます。 ※納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で、配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合には、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として申告することができます。同一生計配偶者は、障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定、配偶者の被扶養者判定に影響があります。 <table border="1" data-bbox="295 1541 1358 2063"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="295 1541 821 1691" rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3" data-bbox="821 1541 1358 1579">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="821 1579 981 1646">900万円以下</th> <th data-bbox="981 1579 1173 1646">900万円超 950万円以下</th> <th data-bbox="1173 1579 1358 1646">950万円超 1,000万円以下</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="295 1646 821 1691"></th> <th colspan="3" data-bbox="821 1646 1358 1691">控除金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="295 1691 399 1765" rowspan="2">配偶者控除</td> <td data-bbox="399 1691 821 1765" rowspan="2">58万円以下</td> <td data-bbox="821 1691 981 1765">配偶者70歳未満</td> <td data-bbox="981 1691 1173 1765">33万円</td> <td data-bbox="1173 1691 1358 1765">22万円</td> <td data-bbox="1358 1691 1474 1765">11万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1765 981 1798">配偶者70歳以上</td> <td data-bbox="981 1765 1173 1798">38万円</td> <td data-bbox="1173 1765 1358 1798">26万円</td> <td data-bbox="1358 1765 1474 1798">13万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1798 399 2063" rowspan="5">配偶者特別控除</td> <td data-bbox="399 1798 821 1832">58万円超100万円以下</td> <td data-bbox="821 1798 981 1832"></td> <td data-bbox="981 1798 1173 1832">33万円</td> <td data-bbox="1173 1798 1358 1832">22万円</td> <td data-bbox="1358 1798 1474 1832">11万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1832 821 1865">100万円超105万円以下</td> <td data-bbox="821 1832 981 1865"></td> <td data-bbox="981 1832 1173 1865">31万円</td> <td data-bbox="1173 1832 1358 1865">21万円</td> <td data-bbox="1358 1832 1474 1865">11万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1865 821 1899">105万円超110万円以下</td> <td data-bbox="821 1865 981 1899"></td> <td data-bbox="981 1865 1173 1899">26万円</td> <td data-bbox="1173 1865 1358 1899">18万円</td> <td data-bbox="1358 1865 1474 1899">9万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1899 821 1933">110万円超115万円以下</td> <td data-bbox="821 1899 981 1933"></td> <td data-bbox="981 1899 1173 1933">21万円</td> <td data-bbox="1173 1899 1358 1933">14万円</td> <td data-bbox="1358 1899 1474 1933">7万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="399 1933 821 1966">115万円超120万円以下</td> <td data-bbox="821 1933 981 1966"></td> <td data-bbox="981 1933 1173 1966">16万円</td> <td data-bbox="1173 1933 1358 1966">11万円</td> <td data-bbox="1358 1933 1474 1966">6万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 1966 399 2000"></td> <td data-bbox="399 1966 821 2000">120万円超125万円以下</td> <td data-bbox="821 1966 981 2000"></td> <td data-bbox="981 1966 1173 2000">11万円</td> <td data-bbox="1173 1966 1358 2000">8万円</td> <td data-bbox="1358 1966 1474 2000">4万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 2000 399 2033"></td> <td data-bbox="399 2000 821 2045">125万円超130万円以下</td> <td data-bbox="821 2000 981 2045"></td> <td data-bbox="981 2000 1173 2045">6万円</td> <td data-bbox="1173 2000 1358 2045">4万円</td> <td data-bbox="1358 2000 1474 2045">2万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="295 2045 399 2063"></td> <td data-bbox="399 2045 821 2063">130万円超133万円以下</td> <td data-bbox="821 2045 981 2063"></td> <td data-bbox="981 2045 1173 2063">3万円</td> <td data-bbox="1173 2045 1358 2063">2万円</td> <td data-bbox="1358 2045 1474 2063">1万円</td> </tr> </tbody> </table>				配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下			控除金額			配偶者控除	58万円以下	配偶者70歳未満	33万円	22万円	11万円	配偶者70歳以上	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	58万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円		120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円		125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円		130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円	㉑・㉒ 2か所 あります
配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額																																																																						
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																				
		控除金額																																																																						
配偶者控除	58万円以下	配偶者70歳未満	33万円	22万円	11万円																																																																			
		配偶者70歳以上	38万円	26万円	13万円																																																																			
配偶者特別控除	58万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円																																																																			
	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円																																																																			
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円																																																																			
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円																																																																			
	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円																																																																			
	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円																																																																			
	125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円																																																																			
	130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円																																																																			

種類	控除の条件・計算方法			申告書記入欄																																										
<p>扶養控除・特定親族特別控除</p> <p>※他の人が、控除対象配偶者、扶養親族または事業専従者としていない人は、対象になりません。</p> <p>※他の人が、事業専従者としていない人は対象になりません。また、他の人が、配偶者特別控除や特定親族特別控除を受けている場合、重複して特定親族特別控除を受けることはできません。</p>	<p>令和7年12月31日現在（年の途中で死亡された場合はその死亡日）、生計を一にする配偶者以外の親族等で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合、下記の表のとおり扶養控除が受けられます。また、特定扶養に該当する年齢の方は合計所得金額が58万円超の場合であっても、下記の表のとおり特定親族特別控除が受けられる場合があります。</p> <p>※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれの方）は控除対象外ですが、ひとり親控除や障害者控除の適用の可否、非課税限度額の算定に必要なため「16歳未満扶養親族」欄に記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="295 376 1361 636"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">該当者</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人扶養</td> <td>70歳以上</td> <td>昭和31年1月1日以前生まれの方</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td colspan="2">老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であなまたは配偶者のいずれかと同居を常としている方</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般（その他）扶養</td> <td>16歳～18歳</td> <td>平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれの方</td> <td rowspan="2">33万円</td> </tr> <tr> <td>23歳～69歳</td> <td>昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれの方</td> </tr> <tr> <td>特定扶養</td> <td>19歳～22歳</td> <td>平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの方</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="295 647 1361 947"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>該当者</th> <th>該当者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">特定親族特別控除</td> <td rowspan="7">19歳～22歳</td> <td>58万円超95万円以下</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	該当者		控除額	老人扶養	70歳以上	昭和31年1月1日以前生まれの方	38万円	同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であなまたは配偶者のいずれかと同居を常としている方		45万円	一般（その他）扶養	16歳～18歳	平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれの方	33万円	23歳～69歳	昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれの方	特定扶養	19歳～22歳	平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの方	45万円	区分	該当者	該当者の合計所得金額	控除額	特定親族特別控除	19歳～22歳	58万円超95万円以下	45万円	95万円超100万円以下	41万円	100万円超105万円以下	31万円	105万円超110万円以下	21万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円	<p>㉓・㉔ 2か所 あります</p>
区分	該当者		控除額																																											
老人扶養	70歳以上	昭和31年1月1日以前生まれの方	38万円																																											
同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であなまたは配偶者のいずれかと同居を常としている方		45万円																																											
一般（その他）扶養	16歳～18歳	平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれの方	33万円																																											
	23歳～69歳	昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれの方																																												
特定扶養	19歳～22歳	平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの方	45万円																																											
区分	該当者	該当者の合計所得金額	控除額																																											
特定親族特別控除	19歳～22歳	58万円超95万円以下	45万円																																											
		95万円超100万円以下	41万円																																											
		100万円超105万円以下	31万円																																											
		105万円超110万円以下	21万円																																											
		110万円超115万円以下	11万円																																											
		115万円超120万円以下	6万円																																											
		120万円超123万円以下	3万円																																											
<p>基礎控除</p>	<p>あなたの令和7年中の合計所得金額に応じて右の表のとおり控除が受けられます。ただし、合計所得金額が2,500万円超の場合、基礎控除の適用はありません。</p> <table border="1" data-bbox="772 974 1361 1160"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし	<p>㉕</p>																																		
合計所得金額	控除額																																													
2,400万円以下	43万円																																													
2,400万円超2,450万円以下	29万円																																													
2,450万円超2,500万円以下	15万円																																													
2,500万円超	適用なし																																													

市の会場で受付できない申告内容

市の受付会場（文化会館1階および各総合支所会場）では、以下の申告を受け付けておりません。該当する方は、文化会館2階の税務署会場で申告してください。

- ・青色申告（確定申告）
- ・損失申告（確定申告）
- ・住宅借入金特別控除の初年度の方
- ・家屋の譲渡を申告される方（※）
- ・株式の譲渡を申告される方（※）
- ・雑損控除を申告される方（※）

（※）の申告をされる方で、所得税の納税や還付が発生する可能性がある場合は、税務署会場をご案内することがありますので、予めご了承ください。

なお、ご自身の申告内容がどの会場に該当するか分からない場合は、事前に市民税課までお問合わせください。

税額控除について

《調整控除》所得税と市・県民税の人的控除の差を調整するための控除です。

課税所得金額	算出方法	
200万円以下	A: 5万円+人的控除額の差の合計額	AとBのいずれか小さい額の5% (市民税3%、県民税2%)を減額
	B: 市民税・県民税の合計課税所得金額	
200万円超	C: (5万円+人的控除額の差の合計額) - (合計課税所得金額 - 200万円)	CとDのいずれか大きい額の5% (市民税3%、県民税2%)を減額
	D: 5万円	

【人的控除毎に定められた金額】

控除の種類	金額	控除の種類	金額		
寡婦控除	1万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
ひとり親控除	父	配偶者控除	一般	5万円	4万円
	母				
勤労学生控除	1万円	老人	10万円	6万円	3万円
障害者控除	普通	配偶者特別控除	※ ₂ 適用なし		
	特別		10万円		
	同居特別		22万円		
扶養控除	一般	基礎控除	※ ₁ 税制改正前(令和2年度まで)の基礎控除の差額(市民税・県民税33万円・所得税38万円)		
	老人		5万円		
	同居老親等		10万円		
	特定		13万円		
	18万円		※ ₂ 平成31年度税制改正前の差額により算出された数字を使用する。		
	※ ₁ 5万円				

《配当控除》総合課税で申告された配当所得の金額に、右の表の率をかけた額を所得割から控除します。

※申告分離課税を選択した場合、この控除を受けることはできません。

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定株式以外の証券投資信託の収益の分配	一般外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

《配当割額または株式等譲渡所得割額の控除》

前年中に上場株式等に係る配当所得や譲渡所得から配当割や株式等譲渡所得割が特別徴収された場合に、申告することで受けられる控除です。申告(確定申告含む)すると、その申告した配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割から控除します。※所得割から控除しきれなかった分は均等割へ充当し、充当しきれなかった分は還付します。

《住宅借入金等特別控除》

前年分の所得税において、平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合で、かつ所得税から控除しきれない控除額がある場合、下記の①または②のいずれか小さい金額が控除(控除限度額は9.75万円)されます。

①	前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった額	※特定増改築に係るもの等は除きます。
②	前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5%	

ただし、居住開始年月日が平成26年4月から令和4年までであって、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が8%または10%である場合、「前年分の所得税に係る課税総所得金額等の7%」で計算し、①とのいずれか小さい金額が控除(控除限度額は13.65万円)されます。令和4年中の居住開始の場合は一定の条件を満たす場合のみ適用されます。

《寄附金税額控除》

令和7年中に各区分に該当する団体に対して合計2,000円を超える金額を寄附した場合に受けられる控除です。

控除対象となる寄附金の種類	都道府県、市区町村(特例控除対象)	ふるさと納税や災害義援金など
控除対象となる寄附金の種類	岩手県共同募金会、日赤岩手県支部、都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)	岩手県共同募金会、日赤岩手県支部への寄附及びふるさと納税の指定対象外となった各都道府県、市区町村への寄附
	条例指定分(岩手県)	岩手県が条例で指定した団体への寄附
	条例指定分(花巻市)	花巻市が条例で指定した団体への寄附

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請を行った方へ

確定申告または市民税・県民税申告を行うとワンストップ特例は無効となります。申告する方は、ふるさと納税ワンストップ特例申請した分を含めたすべての寄附金を申告してください。

申告書記載例

令和 8 年度 市民税・県民税（国民健康保険税）申告書

宛名番号	
花巻市長 宛	現住所 花巻市花城町9番30号
1月1日現在の住所	同上
フリガナ	ハナマキ タロウ
氏名	花巻 太郎
生年月日	昭和22・8・1
世帯主の氏名	花巻 太郎
続柄	本人
業種又は職業	農業
電話番号	0198-24-2111
個人番号	1 2 3 4 5 6 0 0 0 0 0 0

□チェック!
住所・氏名・電話番号・個人番号などを記載していますか?

(1月1日現在の住所が現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	国民健康保険税 96,000 介護保険料 80,700 後期高齢者保険料	社会保険の種類 国民年金 その他	支払保険料 176,700
生命保険料控除	新生命保険料の計 120,000 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計	旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計	
地震保険料控除	地震保険料の計 60,000	旧長期損害保険料の計 10,000	

事業	農業等	ア	
1	農業	イ	1,167,805
	不動産	ウ	

□チェック!
被扶養者の氏名・生年月日・個人番号などは正しく記載していますか?

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額等の詳細は、8ページをご覧ください。
※合計所得金額が1,000万円超で、同一生計配偶者を適用する場合は、チェックを記入してください。

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者 氏名 花巻 花子 生年月日 昭和24・2・1 合計所得金額 200,000	配偶者控除額 45
-----------------------	---	-----------

収入金額等	給与	680,000
	公的年金等	2,572,800
	雑所得	
	公的年金等	
	雑所得	
	合計	3,252,800

□チェック!
所得金額調整控除は適用していますか?

給与所得(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)の合計額から10万円を引いた残額を、給与所得の金額から控除します。

・給与所得 680,000円 - 650,000円 = 30,000円
・公的年金等所得 2,572,800円 - 1,100,000円 = 1,472,800円

{30,000円(給与所得)+100,000円(公的年金等所得)} - 100,000円 = 30,000円
⇒ 調整控除額: 30,000円

調整控除額があるため
⑥給与所得は、680,000円 - 650,000円 - 30,000円 = 0円と記載します。

障害者控除	1 氏名 花巻 ハナ 障害の程度 1級	2 氏名 花巻 ハナ 障害の程度 2級
-------	------------------------	------------------------

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 176,700
	小規模企業共済等掛金控除
	生命保険料控除 28,000
	地震保険料控除 25,000
	寡婦・ひとり親控除 189,452
	勤労学生控除
	障害者控除 380,000
	配偶者(特別)控除 450,000
	扶養控除
	特定親族特別控除
	基礎控除 430,000
	⑬から⑳までの計 1,489,700
	雑損控除
	医療費控除 109,888
	合計 1,599,588

□チェック!
所得控除について2か所記載していますか?

所得控除については、〈3 所得から差し引かれる金額に関する事項(申告書左側)〉と〈4 所得から差し引かれる金額(申告書右下)〉の2か所記載が必要な場合があります。

扶養控除・特定親族特別控除	1 氏名 花巻 ハナ 生年月日 昭和23・3・1 同居・別居の区分 同居 控除額 45
---------------	--

所得から差し引かれる金額	雑所得	公的年金等 1,472,800
	雑所得	合計 1,472,800
	雑所得	合計 1,662,252

□チェック!
医療費控除の計算は正しいですか?

支払った医療費...20万円
健康保険組合等の補てん金...7千円

・20万円 - 7千円 = 193,000円...ア
所得の額の5%
・1,662,252円 × 5% = 83,112円...イ
(所得金額が200万円以上の場合は、10万円になります。)

ア: 193,000円 - イ: 83,112円 = 109,888円
医療費控除額 109,888円

16歳未満の扶養親族	1 氏名 花巻 ハナ 生年月日 昭和23・3・1 同居・別居の区分 同居 続柄 母
------------	--

所得から差し引かれる金額	雑損控除	医療費控除 109,888
	雑損控除	合計 1,599,588

雑損控除	雑損の原因 災害 損害の金額 200,000	損害を受けた資産の種類 保険金などで補てんされる金額 差引損失のうち災害関連支出の金額 7,000
------	---------------------------	--

所得から差し引かれる金額	雑損控除	合計 1,599,588
--------------	------	--------------

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

令和7年分公的年金等の源泉徴収票

氏名	花巻 太郎	生年月日	昭和22年8月1日	年金の種類	老齢基礎・厚生
支払金額		源泉徴収額			
の3第1号適用分					
の3第2号適用分					
の3第3号適用分					
の3第4号適用分					

申告書キ欄には、この金額を記入します。
公的年金の所得金額は、6ページの表により算出します。
記載例では65歳以上の方に該当しますので、2,572,800円 - 1,100,000円 = 1,472,800円が雑所得金額となります。この金額を⑦欄に記入します。

令和7年分給与所得の源泉徴収票(配偶者分)

氏名	花巻 花子	生年月日	昭和24年2月1日
給与	850,000	給与所得控除後の金額	200,000
配偶者(特別)控除の額	450,000	所得控除の額の合計額	200,000
源泉徴収額		源泉徴収額	

この金額は給与収入額です。給与所得金額の求め方は、5ページの表により850,000円 - 650,000円 = 200,000円が給与所得金額となります。
配偶者が給与収入のみであれば、合計所得は20万円となり、58万円以下ですので配偶者控除が受けられます。
※ただし、配偶者特別控除は受けられません。

市民税・県民税の算出のしくみ

花巻市ホームページにて令和8年度市民税・県民税の税額試算ができます。
申告内容等の入力により簡単にご利用できます。

花巻市 市民税・県民税 税額試算



スマホの方は
こちら▶



均等割と所得割の非課税について

●均等割も所得割も課税されない方

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- (2) 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額(※1)が135万円以下の方
- (3) 前年中の合計所得金額が、次の額以下の方
 - ・扶養親族のない方…38万円
 - ・扶養親族のある方…28万円×親族の人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+26万8千円

●所得割が課税されない方

- 前年中の総所得金額等(※2)の合計が、次の額以下の方
 - ・扶養親族のない方…45万円
 - ・扶養親族のある方…35万円×親族の人数(本人+同一生計配偶者+扶養親族)+42万円

(※1) 合計所得金額…損失の繰越控除の適用前の総所得金額等

(※2) 総所得金額等…総所得金額(給与、年金、事業所得などの合計額)、土地建物、株式等の譲渡所得金額、山林所得金額などの合計額。ただし、損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額。

市民税・県民税の税率

●均等割の税率(合計:5,000円)

市民税	3,000円
県民税	※ 2,000円

※うち1,000円は「いわての森林づくり県民税」

●森林環境税(国税)

森林環境税	1,000円
-------	--------

市民税・県民税均等割と併せて上記の金額が徴収されます。
なお、森林環境税非課税となる基準は、市民税・県民税が非課税になる基準と同じです。

●所得割の税率

総合課税分 課税総所得金額に税率をかけます。

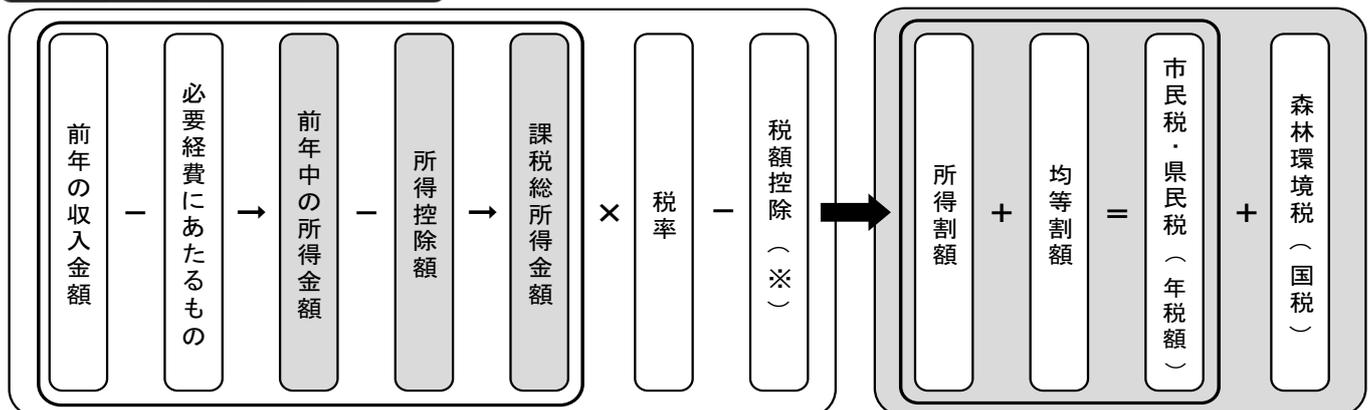
	市民税	県民税
総合課税分 総所得金額-所得控除の合計=課税総所得金額 (1,000円未満切り捨て)	6%	4%

分離課税分

		市民税	県民税		
所得区分	短期譲渡	一般分	5.4%	3.6%	
		軽減分	3%	2%	
	長期譲渡	一般分	3%	2%	
		特定分	所得2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
			所得2,000万円超の部分	3%	2%
		軽減分	所得2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	所得2,000万円超の部分		3%	2%	
	株式等の譲渡		3%	2%	
	配当(申告分離課税分)		3%	2%	
	先物取引		3%	2%	

※退職所得、山林所得分の所得割の税率は総合課税分と同一です。また、長期譲渡特定分・軽減分の税額の算出には別途計算が必要となります。

市民税・県民税の計算方法



※【税額控除の適用順について】調整控除を行い、次に配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、外国税額控除、最後に配当割額・株式等譲渡所得割額控除額を控除します。